

令和 7 年第 3 回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 0 分まで

2. 開催場所 城陽市役所西庁舎 4 階 第 4 0 3 会議室

3. 出席委員 （2 0 人）

会 長	2 0 番	谷 則男
委 員	1 番	岡本 三枝子
	2 番	中村 貴子
	3 番	北澤 良祐
	4 番	菊岡 祐一
	5 番	奥村 郁雄
	6 番	稲田 正文
	7 番	田村 勝美
	8 番	小出 正和
	9 番	阪部 幸弘
	1 0 番	森澤 明
	1 1 番	太田 健市
	1 2 番	中川 善宏
	1 3 番	中村 安秀
	1 4 番	奥 哲郎
	1 5 番	森島 孝司
	1 6 番	吉田 真己
	1 7 番	畑中 恭伸
	1 8 番	新井 泉次
	1 9 番	木村 正樹

4. 欠席委員 （0 人）

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 7 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 報告 第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（専決）

日 程 第 6 報告 第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第 6 号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児

事務局 岡 正樹

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和7年第3回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、5番奥村委員、6番稲田委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。 日程第3、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号3番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。
会長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。譲受人は、農業経営を精力的に行っており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号4番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号4番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●● 他3名、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は、認定農業者でもあり農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

事 務 局	日程第４、議案第７号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号１５番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１５番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市富野 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、父とともに農業経営しており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
事 務 局	受付番号１６番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１６番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、後継者として農業経営の拡大をしていて農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号１７番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１７番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、父の後を継いで貸借する申請であり、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号１８番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１８番について説明します。

	本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市平川 ●● ●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●さんは、城陽市の認定新規就農者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
事 務 局	受付番号１９番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１９番について説明します。 本案件は令和４年５月１日から令和７年４月３０日で設定された利用権の再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市奈島 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、再設定でもあり適格性に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。

事 務 局	受付番号１９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２０番について事務局から説明をお願いします。 受付番号２０番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は、息子とともにトマト、水稻を中心に農業経営しており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。
事 務 局	受付番号２０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２１番について事務局から説明をお願いします。 受付番号２１番について説明します。 本案件は令和６年５月１日から令和７年４月３０日で設定された利用権の再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。受付番号１６番と同様で、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号２１番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第５、報告第３号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号３番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第５を終了します。 日程第６、報告第４号 農地法第４条第１項の規定による届出について専決しました。受付番号２番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号２番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 地目は畑、面積は２３平方メートル 申請人は城陽市寺田 ●● ●、●● ●●です。 資料１に位置図等を添付しております。

	対象地は農業振興地域外の市街化区域です。 当該地は長年山林であり、現況にあわせるため転用されます。 雨水は自然浸透にて排水します。 環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。資料のとおり道路とＪＲの敷地に接しており周辺に迷惑をかけないので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	何故、転用目的が山林なのですか。
事 務 局	課税地目が山林となっており、現況にあわすためです。
●●委員	隣接地はすべてが山林となっているのですか。
事 務 局	一部が農地のままとして残っていますが、申請があれば転用が可能となります。
会 長	他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第６を終了します。
事 務 局	日程第７、報告第５号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを専決しました。受付番号１番から３番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１番について説明します。 土地の所在は城陽市平川 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号２番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。

	受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市久世 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	賃借人について、貸借の設定の議案があり、今回の報告は解約となっていますが経営面積としての増減はどの様になっていますか。
事 務 局	増減としては、減となります。
●●委員	賃貸人からの解約希望なのですか。
会 長	私も気になっていたのですが、賃借人からは農作物の盗難があつて困っていた事であり、賃貸人との合意もあることなので、致し方ないと考えます。
●●委員	賃借人からの理由も解かりますが、簡単に解約するようでは相手の方も困られると思いますので、貸借契約する際には契約満了まで貸借するような話し合いされたことの確認をお願いします。
●●委員	受付番号3番の賃貸人から、私に貸借して頂けないかをお願いされた経緯もありますので、貸借契約する際には契約満了まで貸借するような話し合いされたことの確認をお願いします。
会 長	賃借人の方へ、定例会で解約についての意見があつたので、貸借契約する際には賃貸人とは十分に話し合いをして、契約満了まで貸借するようにこと伝えて欲しい。
●●委員	議案としての意見ではなく、農作物の盗難が各地で発生していて、普及センターや行政へ相談できるような体制を整えるべきであると考えます。
●●委員	久御山町でも昨年にネギの盗難が発生して問題になりましたが、城陽市においても何らかの対策を考えないといけないと思います。
会 長	城陽警察でもパトロール体制を考えておられるので、農政課とも連携をするように考えたいと思います。

	他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します
会 長	日程第8、報告第6号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申出人は城陽市平川 ●● ●● 主たる従事者は城陽市平川 ●● ●● 資料2に位置図を添付しております。
会 長	対象地の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
●●委員	報告いたします。申請地は適正に管理されていたので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第3回定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いいたします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員